

- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成26年5月29日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「書類一式中の職員のうち、異議申立人の名前は部分開示とする。」「監査結果通知書及び改善状況報告書については、全部開示とする。」との決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 書類一式について

現職員でもある異議申立人の名前を、開示すること何ら支障はない。個人情報に関して、岡山労働局（国）と県での扱いが異なることが、解せないのである。

(2) 監査結果通知書及び改善状況報告書について

「開示請求に係る公文書は作成されておらず」、とあるが、そもそも、この監査は、当時の職員らが、某理事に対し、監査対象施設長（某県庁OB）の言動等問題点を通報をし、それを御局に、公益通報したことにより、臨時で、行われたものであり、かつ、今回の開示された文書中の「特養〇〇〇〇〇養護〇〇〇監査事項」の2枚目【会計経理関係】の月次試算表の欄に、「前回、不祥事があって以来、月次報告書を作成の上、理事長に報告して確認をうけるよう指導していたにもかかわらず、法人本部側からも照会が無かったのは問題。法人本部に対しても指導を行うとともに、決算後、確認監査の要あり」とまで、はっきり記載があるので、「監査結果通知書」「改善状況報告書」が存在しないはずはないからである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第2号該当性について

非開示としたのは、「法人役員及び施設長以外の者の、職員・入所者を含む個人の情報」であるが、これは、条例第7条各号に列挙された非開示情報のうち、第2号の「個人に関する情報」（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当するためである。

なお、異議申立者は、異議申立者本人が当該施設の職員であるため、異議申立者に関する情報を開示することに何ら支障はないと主張しているが、行政情報公開制度においては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものは非開示としており、開示請求者が自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの開示請求と同様に取り扱うことになる。

2 監査結果通知書及び改善状況報告書について

実施機関では、法令に基づき、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの3種類の施設に対して指導監査を行っている。社会福祉法人等指導監査実施要綱（以下「監査要綱」という。）別表第1において定められた監査の種類は、一般監査（計画的に毎年又は2年に1回実施する定例監査及び必要に応じて随時実施する随時監査）、運営等に重大な問題のある法人・施設を対象に、特定の事項について必要に応じて実施する特別監査及び監査の結果通知で指示した事項の改善状況を確認するため実施する確認監査が定められている。

監査の一般的な手順は、相手方の施設に対して日時等及び事前の監査資料の提出を依頼する通知を行い、当日、監査に入った後、その場で講評を行い、その後、相手方に監査結果通知書を送付するものである。

本件開示請求の対象となった監査は、情報提供があった内容の確認のために実施した随時監査であるが、監査の結果、その内容については問題がなく、文書による指摘を行う必要がなかったため、監査結果通知書は作成しておらず、それに基づく改善状況報告書も取得しておらず、保有していない。

また、異議申立人の主張の根拠となっている「法人本部に対しても指導を行うとともに、決算後、確認監査の要あり」の記述については、随時監査前に行った定例監査で指摘した事項に関連するものであり、随時監査の際にはまだ改善に至っていないことが確認されたので、書類一式中の平成22年度社会福祉施設指導監査復命書（以下「復命書」という。）には記述しているが、改善状況については、通常どおり次回の定例監査時において最終的に確認することとし、今回の随時監査で重ねて文書で指摘する必要はないと判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書は、監査結果通知書、改善状況報告書及び書類一式である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権

利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

3 非開示条項該当性の具体的検討及び本件対象公文書の存否について

実施機関が非開示とした情報が、上記2で示した、条例で定める非開示情報に該当するか否か及び本件対象公文書の存否について具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書の書類一式のうち、「法人役員及び施設長以外の者の、職員・入所者を含む個人の情報」については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号に該当し、また、その内容及び性質から本号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

なお、異議申立人は、異議申立人本人の名前を開示することは何ら支障がないと主張しているが、条例に基づく公文書の開示制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公文書の開示請求を認める制度であることから、開示請求に対する開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。したがって、たとえ本人から自己情報の開示請求があつた場合であっても、本人以外の第三者から開示請求があつた場合と同様、特定の個人を識別することができる情報であれば、条例第7条第2号ただし書のいずれかに該当する場合を除き非開示となる。

(2) 監査結果通知書及び改善状況報告書の存否について

異議申立人は、本件処分により一部開示された文書のうち、書類一式中の「特養〇〇〇〇〇 養護 〇〇〇 監査事項」の月次試算表の欄に、「前回、不祥事があつて以来、月次報告書を作成の上、理事長に報告して確認をうけるよう指導していたにもかかわらず、法人本部側からも照会がなかったのは問題。法人本部に対し

ても指導を行うとともに、決算後、確認監査の要あり」とまで、はっきり記載があるので、「監査結果通知書」「改善状況報告書」が存在しないはずはないと主張している。

一方、実施機関は、本件開示請求の対象となった監査は、情報提供があった内容の確認のための随時監査で、監査の結果、その内容について問題がなく、文書による指摘を行う必要がなかったため、監査結果通知書は作成しておらず、それに基づく改善状況報告書も取得しておらず、保有していないと主張している。また、異議申立人の主張の根拠となっている復命書の記述については、随時監査前に行った定例監査で指摘した事項に関連するものであり、随時監査の際には、まだ改善に至っていないことが確認されたので、復命書に記述したが、改善状況については、通常どおり次回の定例監査時において最終的に確認することとし、今回の随時監査で重ねて文書で指摘する必要はないと判断したと主張しているため、監査結果通知書及び改善状況報告書の存否について、以下検討する。

監査要綱によると、監査後の対応として、「監査の結果、文書により改善を指導する必要があるものについては、監査後60日以内に、改善を要求する内容及び改善の方法を示した監査結果通知を法人等代表者に対して発するものとし、当該監査結果通知には期限を付して改善状況の報告を求めるものとする」と定められている。また、実施機関において、指摘の態様として「文書指示」、「文書指導」及び「口頭指導」が定められている。

当審査会において、復命書を確認したところ、本件開示請求の対象となった監査は、情報提供があった内容の確認のための随時監査であり、監査の結果、その内容について問題がなく、文書による指摘を行う必要がなかったため、監査結果通知書は作成していないという実施機関の説明は、監査要綱の上述の監査後の対応に関する規定に照らし不合理的な点はない。したがって、監査結果通知書が出された場合には提出されることとなる改善状況報告書も取得しておらず、保有していないとの説明にも不合理的な点はない。

また、復命書の「確認監査の要あり」の記述については、随時監査前に行った定例監査で指摘した事項に関連するものであり、随時監査の際にはまだ改善に至っていないことが確認されたので、復命書に記述したが、改善状況については、通常どおり次回の定例監査時において、最終的に確認することとし、今回の随時監査で重ねて文書で指摘する必要はないと判断したとの実施機関の説明についても、情報提供があった場合にその内容の確認を行うという本件に係る随時監査の性質に鑑みると不合理とはいえない。

以上のことから、本件対象公文書のうち、監査結果通知書及び改善状況報告書について、作成及び取得していないため、保有していないとする実施機関の主張に不自然・不合理的な点は認められない。

4 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年5月29日	実施機関から諮問を受けた。
平成26年7月22日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成26年10月29日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成26年11月18日 (審査会第2回目)	実施機関及び異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成26年12月16日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成27年1月28日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成27年2月13日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学 研究科教授	
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	